

李王家陵園墓の土地を巡る問題について : 孝昌園の 公園化を中心に

橋本, 妹里
九州大学韓国研究センター : 学術研究院

<https://doi.org/10.15017/2004831>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 18, pp.87-96, 2018-03-31. Research Center for Korean Studies,
Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

李王家陵園墓の土地を巡る問題について

—— 孝昌園の公園化を中心に

橋本 妹里¹

1. はじめに

現在韓国では朝鮮王朝に関連する史跡の多くが一般に公開されており、ソウル市内に位置する景福宮や昌徳宮などは国内外から多くの人々が訪れる観光地となっている。一方でその歴史を解説する案内板には、景福宮内の朝鮮総督府庁舎建設に代表されるように、これら朝鮮王朝の史跡が日本の植民地支配下その神聖性がいかに破壊されたかが説明されている。本稿で取り上げる孝昌公園もそのような説明がされている場所の一つである。

孝昌公園は本来正祖の長子である文孝世子とその生母の宜嬪成氏、純祖の側室淑儀朴氏とその娘の永温翁主の墓から成る朝鮮王朝の墓園「孝昌園」の敷地であった。墓は植民地期に現在の京畿道高陽郡西三陵に移転されており、現在、孝昌公園は白凡・金九を始め尹奉吉・李奉昌・白貞基の「三義士」、上海臨時政府において要職を務めた李東寧・車利錫・曹成煥の墓所が置かれ、独立運動を記念する公園になっている。2015年4月に筆者が同公園を訪問した際、園内で配布されていたパンフレットにはその由来について次のように説明されていた。

本来の名前である孝昌園は日帝強占期の公園法によって文孝世子の墓が現在の西三陵に移転された後孝昌公園に改名された。これは朝鮮王朝の歴史遺物を除去し社会的地位を格下げしようとする日帝の残忍な陰謀の一環としておこなわれた²。

この説明文はいくつかの点で事実と異なっている。第一に、植民地期に「公園法」という名称の法令は存在せず、それに類似するような公園に関する包括的な法令が制定されるのも1967年の公園法まで待たねばならない。第二に、文孝世子らの墓が西三陵に移転されるのは植民地末期の1944年10月である(龍山区庁編、2001、pp.856~858)。後述するように、それ以前から孝昌園は「孝昌公園」と命名され、京城府営の公園として運営されていた。またこうした事実からも墓の移転が孝昌園の公園化を目的に行われたのではないことは明確である。

それでは孝昌公園が設置された正式な年代はいつであろうか。孝昌公園を扱った学術論文(김해경、2010; So Young Han, Yong Gook Kim, Kyung Jin Zoh, 2011)では、法的に正式な公園となったのは1940年3月12日公布の総督府告示第208号によるものとしているが、これもまた誤りである。総督府告示第208号は、「京城府市街地計画公園」として127ヶ所の公園と13ヶ所の公園道路が決定されたことを公布したものである。朝鮮における都市計画法令として1934年に制定された朝鮮市街地計画令は、1936年京城府に適用され、ここに京城府都市計画事業がスタートする。京城府市街地計画公園はその事業の一部として決定したものであり、そこに挙げられた公園は爾後に造成予定のものが大部分であったが、既存の公園も含まれていたのである(橋本妹里、2016、pp.126~136)。

それでは植民地期の記録を確認すると、1936年

1 九州大学韓国研究センター学術研究員

2 原文は韓国語。

に刊行された『京城府史』第2巻には孝昌公園について次の通り説明がなされている。

京城府は大正十三年六月二十七日園の東北方に位する国有地九町四反一畝十二歩の地域を、同二十八年五月迄無償借受け、公園として若干の設備をなしたが、更に昭和四年二月二十二日同地所在園墓の周囲十八町零反七畝二十六歩の地を、公園としての道路及び設備をなすこと、土地立木を保護すること等の条件を以て、李王職より公園使用期間中無料借用し以上を一括して孝昌公園と命じた³（京城府編、1936、pp.986～988）。

この記事によると、京城府はまず1924年に国有地を借受け園内の一部分を公園化し、さらに1929年李王職から土地の借用を受け敷地を拡張し、その際に改めて公園を「孝昌公園」と命名したことがわかる。また当時の新聞記事からは1921年末から孝昌園を公園化する計画が具体化し⁴、1923年になって工事のための予算が計上されるも⁵、実際に工事に着手したことが確認できるのは1924年11月なので⁶、孝昌園の公園化の年代については『京城府史』第2巻の記述でもってまずは間違いはないと見ていだろう。

ところで1929年における李王職からの土地借用に関しては、当時の新聞記事から1927年11月から12月にかけて「孝昌園問題」と呼ばれる問題が発生したことによる措置であったことが確認できる。その記事内容によると、孝昌園の公園化を巡って総督府と李王職間における孝昌園国有地の帰属を巡る摩擦に加え、公園設置のために国有地の払下げを求める京城府と「龍山地域住民有志」という利害関係が複雑に絡み合っていたことが見て取れるのである。その結果が妥協案として李王家からの

土地借用であった⁷。つまり孝昌園の公園化は、現在公園のパンフレットに説明されているような支配と被支配という二項対立の図式から理解されるものではなく、日本による植民地支配の重層性に起因する複雑な問題であった。

今回筆者は韓国国家記録院所蔵の旧朝鮮総督府公文書類中に「孝昌園公園問題解決策の件」という件名の史料が所蔵されているのを確認し、その内容からこれがまさに1927年の「孝昌園問題」に関する総督府の公文書であることがわかった⁸。筆者は新聞記事以外にこの問題に関する一次史料を確認できず、これまで問題の具体的な経緯について明らかにし得なかったが、この史料の検出により問題の全容の解明に向けての有力な端緒を得ることができた。そこで本稿では、この国家記録院所蔵の史料である「孝昌園公園問題解決策の件」の内容を子細に検討しながら、孝昌園の公園化がどのような過程を経て進められたのか、また、総督府・京城府・李王職・龍山地域住民が、それぞれどのような立場からこの問題に関わったのか具体的に見ていきたい。

2. 陵園墓⁹付属地の国有化とその境界問題

前述した『京城府史』の記述でまず注目すべき点は、孝昌園の敷地が国有地と李王家の所有地と

3 旧字体は新字体に改めた。

4 「龍山⁹新公園」『東亜日報』1921.12.14.3面、「來年度⁹社稷壇⁹에서公園新設」『毎日申報』1921.12.30.3面等。

5 「新年度⁹公園施設」『東亜日報』1923.3.15.3面。

6 「孝昌園、社稷壇兩公園⁹廻遊道路」『毎日申報』1924.11.19.3面。

7 「孝昌園處分案⁹首惱關係者密議」『毎日申報』1927.11.20.2面、「一部言公園으로」『毎日申報』1927.11.23.2面、「孝昌園問題再燃」『毎日申報』1927.12.9.2面、「孝昌園問題落着」『東亜日報』1927.11.24.2面。

8 国家記録院：CJA0010762、国家記録院のHP上ではこの文書綴の生産年度が1948年と登録されているが、文書の内容から見て明らかに謬りである。

9 一般的に陵は王と王妃、園は王世子や王世子嬪、王の生母、墓は君や大君、公主などの墓所を指す。趙雲衍の研究によればこのような区分が明確化するのには朝鮮時代からである（趙雲衍、2008、p.6及び同ページ注12参照）。

に区分されていたという事実である。この理由については旧韓末期まで遡ってみることができる。

1905年第二次日韓協約によって日本が大韓帝国を保護国化すると、それまで区分が不明瞭であった帝室有財産と国有財産の区分を明確化し、その整理を行う目的で1907年7月に「臨時帝室有及国有財産調査局」が設置され(宮嶋博史、1991、p.332)、1908年6月25日付けで勅令第39号「宮内府所管及慶善宮所屬財産의 移屬과 帝室債務의 整理에 關한 件」が公布される。これにより宮内府及び慶善宮に所属する土地は全て国有に移属されることとなった。しかし、このうち宮殿と太廟(宗廟)の敷地と、陵園墓の敷地のうちで「内垓字」内の土地は除外された。その後1909年1月1日付けの勅令第1号「陵園墓内垓字管理守護에 關한 件」により内垓字の土地も、墓所周圍の芝生が植えられた平らな部分と、祭祀・管理用の建物、建物の基礎部分を除く土地森林は農商工部で管理、保護すると定められた。

ここにあらわれる内垓字という用字用語については、総督府土木局が1913年において官有財産調査のために作成、発行した朝鮮固有にかかる不動産用語の解説書である『朝鮮不動産用語略解』58、59ページに次のように説明されている。

〔前略〕而して、棺槨を安置する墳塚の後に当る山を主山と称し、其の左右を包圍する山脈を、左を青龍、右を白虎と呼び、主山と相対する山岳を案山と謂ふ。而して、之等の主山、青龍、白虎及案山の分水線を以て包圍する場所を内垓字と称し、其の外郭をなせる土地を外垓字と称するも、實際に於て其の区分の明瞭せざるもの多きか如し¹⁰

実際、この説明にある通り、陵園墓において内垓字が明確に区分されている場所は殆ど存在せず、陵園墓内の帝室所有地と国有地との境界線は非常に曖昧であった。そのため、韓国併合後に総督府では1911年2月の段階で「李王家墳塋附屬地整理標

準」を定め、その境界の確定作業に着手する。

まず歴代の王と王妃の墓である陵について、太祖李成桂をはじめとする王朝史上の重要度や、李王(純宗)との近親の度合いなどを基準に一級から四級に区分し、「一級陵」は直属の林野全て、「二級陵」は莎草地(墳墓の周囲の芝生地)外50間以内、「三級陵」は莎草地外40間以内、「四級陵」は莎草地外30間以内を李王家の所有地と定めた。かつ、園と李王家の始祖である李翰の墓所である壇については莎草地外20間以内、墓は莎草地外10間以内を李王家所有地としたが、太祖の五世祖である李陽茂とその夫人の墓である濬慶墓と永慶墓、廃王である燕山君と光海君の墓など、やはり王朝における重要人物の墓に関しては10間を越えてもよいとした。また陵園墓と同時に歴代国王の胎衣を埋めた胎封山についても、莎草地外10間以内を李王家の所有地と定めた¹¹。

同年3月にこの「李王家墳塋附屬地整理標準」が総督により決裁されると¹²、農商工部長官は各道長官に対して、李王職の吏員立会のもとで国有地と李王家所有地との境界を実測した上で縮尺1200分ノ1の図面を作成、送付するよう通牒する¹³。それを受けて1911年から1912年にかけて各地の陵園墓と胎封山で実地調査が行われた¹⁴。調査後に作成された図面に基づいて李王家所有地と定められた土地は、それまで管理を担当してきた農商工部から李王職へと引き継がれた¹⁵。

11 「李王家墳塋附屬地に関する件」国家記録院：CJA0010253。

12 「調査書」国家記録院：CJA0010253。

13 農商工部長官より忠北、忠南、慶北、慶南、全北、各道長官宛「李王家墳塋附屬地に関する件」国家記録院：CJA0010253。

14 忠清北道長官鈴木隆より農商工部長官宛「李王家墳塋附屬地に関する件」等、国家記録院：CJA0010253。

15 李王職長官子爵閔丙奭より朝鮮総督府農商工部長官木内重四郎宛「墳塋附屬地に関する件」国家記録院：CJA0010253。

10 旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに改め、また句読点を補った。

3. 孝昌園の土地を巡る総督府と李王職の交渉

このように李王職からの吏員立会のもとで決定された陵園墓の境界であるが、李王職側はこの決定に不服であったようである。「孝昌園公園問題解決策の件」には「孝昌園国有林処分沿革」というタイトルで、貸付や所管換など孝昌園の国有地に対する処分関連事項を時系列で記述した文書が綴じられているが、ここから総督府に対し李王職が一貫して国有地に編入された陵園墓敷地の無償譲与を要求していたことが確認されるのである。

まず1915年12月7日付けで李王職長官から総督府に対し、墳塋の風致尊厳を維持する必要上との理由で、「李王家墳塋附属地整理標準」により国有地に編入された林野のうち「第一種不要存林野」に対してその無償譲与を稟申している。また1919年9月29日には「李王家墳塋附属地整理標準」で決められた境界を完全に否定し、旧慣に基づき改めて内垓字の区画を定め、その箇所を無償譲与するよう殖産局長に対して願ひ出ている。

これに対する総督府側の回答としては、法令上において無償では譲渡に依り得ないが、売却ならば可能というものであった。しかもこれに先立って、すでに境界決定がなされた直後である1912年10月28日付けで、農商工部長官から李王職長官に対して元陵園墓、胎封山付属の森林で、希望があれば国有林のうち存置の必要のない箇所に限り特別に売却を行うとの照会を送付している¹⁶。

この李王職と総督府間の交渉記録にあらわれる「第一種不要存林野」、「国有林のうち存置の必要のない箇所」というのは、1911年から1925年にかけて行われた国有林野区分調査に基づいた分類を示したものである。この調査によって、国有林はその経営上において存置するものと存置しないもの

とに分けられたが、その区分基準は(1)「軍事上又は学術上存置の必要ある箇所」、(2)「国土保安上存置の必要ある箇所」、(3)「一事業区として経営するに足る約二千町歩以上集団せる箇所」、(4)「其の他国有林経営上之に属せしむるを便利と認むる箇所」等を「要存予定林野」とし、(1)から(4)に該当しないものを「不要存林野」とした。その内、(イ)「旧森林法¹⁷の規定により地籍の届出をなさざりし為国有に帰属したるもの」、(ロ)「従来の慣習により同法施行前より占有し引き続きこれを禁養するもの」、(ハ)「其の他特別の縁故関係を有するものにして其の縁故関係により貸付売却等の処分に方り一般に開放し難き事情の下にあるもの」を「第二種不要存林野」、これら(イ)～(ハ)に該当しない「何等縁故者を有せず一般に開放し得べき林野」を「第一種不要存林野」に区分した(朝鮮総督府農林局、1934、pp.15、16；鄭夏顛、永田信、1995)。

また、総督府が「法令上」無償譲与には依り得ないと回答したのは、1911年6月20日公布、同年9月1日から施行された「森林令」に依ったものであるからと考えられる。森林令では国有林の譲与に関してその第6条に、「国有林にして国土保全の為又は森林経営の為国有として保存する必要があるものは公用又は公益事業の為にする場合を除くの外これを売却、交換又は譲与することを得ず」、さらに第11条では、「朝鮮総督は公用若しくは公益事業の為又は移民団体の用に供する為必要があるときは国有森林を譲与することを得」と定めている。李王職は譲与要求の理由として「墳塋の風致尊厳の維持」を挙げたが、総督府は李王家による陵園墓の風致尊厳維持なる主張は、この条項にある「公用」「公益事業」には該当しないと判断しているわけである。一方で、1920年2月に総督府林業試験場設置の候補地として、李王家の所有地である高陽郡崇仁洞所在の元洪陵の区域が選ばれた際には、殖産局から李

16 「孝昌園国有林処分沿革」国家記録院：CJA0010762。

17 1908年制定、後述の森林令制定により廃止された。

王職に対して、李王職側が譲与を要求していた国有地との交換が提案され、これにより孝昌園の要存林の一部が李王職に譲渡されることとなった¹⁸。これは総督府による林業試験場の設置が、「公用」であり、かつ「公益事業」であったことから可能となったものと考えられる。

また、「売却は可能」であるという総督府の回答は、森林令の第14条に「国有林の売却、交換若しくは貸付又はその産物の売却に関する方法は朝鮮総督之を定む」とあり、翌年である1912年にはその売却方法を定めたものとして「朝鮮国有森林未墾地及森林産物特別処分令」が勅令第6号として8月19日に公布、施行されている。先に述べた1912年10月28日付けで農商工部長官から李王職長官に対して送付された森林売却の照会は、この勅令が公布、施行されたことによるものであったと考えられる。

ところで、この朝鮮国有森林未墾地及森林産物特別処分令では、その第一条で国有林の売却、または貸付が可能な条件として8つの条件項目があげられているが、陵園墓の土地に該当する条件は、やはり第一項に挙げられた「公用又は公益事業の為必要なるとき」ではなく、第四項の「朝鮮総督の定むる所に依り特別の縁故ある森林を其の縁故者に売却ふとき」であったことがわかる。それは孝昌園の土地を巡る問題が、「朝鮮縁故森林譲与令」の制定によって急速な進展を見せたからである。

4. 孝昌園の公園化を巡る京城府、地域住民との衝突

上で見た森林令の規程に沿って総督府は第一種不要存林野の売却・交換・貸付による民有化を進めていったが(鄭夏顕、永田信、1995)、第二種不要存林野については国有地に編入されてはいるも

の、実際は土地の縁故者や占有者の存在が明らかであることから、規制を緩和して所有権をその土地の縁故者に付与することとした(朝鮮総督府農林局、1934、pp.19~30)。そのための法令が「朝鮮縁故森林譲与令」であり、1926年4月に制定され、1927年2月において施行された。

こうした縁故者へ土地を譲与するという総督府の方針は早い段階で明らかにされていたようであり、李王職ではすでに1921年の段階で総督府において国有林を縁故者に対し特別譲与する規定を制定する意向があるとして、殖産局に対して陵園墓に付属する森林の譲与を願い出ている。

しかし、同時期の京城府においても孝昌園を公園化する計画が進行していた。上述の通り、京城府はすでに1924年6月の時点で、孝昌園内の一部国有地の無料貸付を受けることによって公園としての整備に着手しており、さらに1926年2月23日には公園の設置を理由として孝昌園内全ての国有林の貸付を当局に願い出た。一方、李王職でもこれに先立つ同年1月17日に政務総監へ対して孝昌園国有林の譲与を願い出しており、京城府の動きを知った李王職は、同年3月9日に京畿道知事に対して、京城府の貸付出願を「甚だ遺憾」とし、孝昌園の国有林は李王家に譲与するよう稟申した。

この稟申を受けた京畿道知事は総督府への副申において、李王職が希望する箇所については全て李王職に売却(原文ママ)し、残りの箇所を京城府に貸付けるよう働きかけている¹⁹。

ここまでの経過を見ると、孝昌園の土地を巡っては完全に李王職側の要求通りに事が進行し、孝昌園の全体を公園化する京城府の計画は総督府ならびに京畿道から黙殺されたかに見える。しかし、ここで公園設置を求めて龍山地域の住民運動が起こったことで、李王職への国有地譲与は「孝昌園問題」として浮上することになるのである。

18 「孝昌園国有林処分沿革」国家記録院：CJA0010762。

19 「孝昌園国有林処分沿革」国家記録院：CJA0010762。

李王職への孝昌園の国有地譲与が「問題」であると見なされた理由は、総督府による孝昌園土地処分を巡るとある「噂」によるものであったと考えられる。1927年9月21日付けの『毎日申報』は、総督府が孝昌園を朝鮮貴族に払い下げるといふ噂があり、これに対し京城府が問い合わせ中であると報道している²⁰。また1927年11月21日付けの『京城日報』夕刊紙上では、「総督府山林部長園田」の談話として、「世上一部で伝へられる如く李王家が将来孝昌園を分売して財政の一助とすると云ふやうなことは絶対にあり得ないことである、この点は李王家でも明に言明してゐる。事実無根の噂が府民を惑はしたことは遺憾である」と報じている²¹。このように李王職への国有地譲与によって孝昌園の公園化計画が頓挫するのみならず、総督府や李王家が利益を得ることに対し強く反対する世論が存在したことが確認できるのである。

こうした事態を受けて1927年11月19日には総督府庁舎において山林部長である園田寛をはじめとして、李王職次官代理として法務局長松寺竹雄、内務局長生田清三郎、京畿道知事米田甚太郎など関係者が一堂に会し、孝昌園問題について協議が持たれた²²。その場では、孝昌園の国有地は李王職に譲与するという方針を変更しないことが確認されたが、同時に李王職側に譲与された土地は、陵園墓の尊厳維持のために管理し、他の用途へ転用しないことに念が押されると共に²³、問題の解決策として以下の内容が決定された。

1. 李王職は孝昌園国有林野の譲与を受けるとき

は京城府に対して左記事項を許容すること

- (1)左記の土地は府に於て公園用地に供する限り之を無償使用すること(以下地番の記述は省略)
 - (2)別紙図面の通公園循環道路を設けること及京城府錦町山九番の一に於て公園循環道路の両側に軽易なる公園施設を為すこと
 - (3)公園循環道路を以て圍繞する李王職用地内に於ける公衆の散歩に付きては園墓の尊厳維持上差支なき限り従前通とすること
2. 京畿道知事は譲与処理前に李王職に対し京城府民の一部が前記の諸項の許容を希望し居るを以て御考慮相成度旨照会すること
 3. 右に対し李王職より異存なき旨の書面を京畿道知事に差出すこと
 4. 李王職に於ては譲与を受けたる時は府民代表者に対し前記の京城府に許容すべき諸項に付き直接に言明すること²⁴

この決定内容は11月22日に京畿道知事を訪問した龍山住民代表にも京城府尹馬野精一同席の下伝えられ、住民側も納得し問題は解決に向かうかに見えた²⁵。しかし、龍山地域の住民により組織された団体である「城南発展会」の有志が12月8日に総督府を訪問し、政務総監に陳情を行ったことで問題が再燃する²⁶。この時の陳情内容は新聞紙上に掲載されただけでなく、提出された陳情書がそのまま「孝昌園公園問題解決策の件」に綴じられており、その原文が確認できる²⁷。その内容を簡単にまとめておくと、孝昌園内の土地の一部を京城府へ譲渡、園内の中央墓地を除く園内の管理を京城府に委託、園内

20 「孝昌園귀족에게다남긴다반대」『毎日申報』1927.9.21.2面。

21 「孝昌園問題近く解決か」『京城日報』1927.11.21.夕刊1面、引用の旧字体は新字体に改めた。

22 「孝昌園處分案에首惱關係者密議」『毎日申報』1927.11.20.2面、「龍山孝昌園을李王職拂下要望」『朝鮮日報』1927.11.20.2面。

23 「国有林処分に関する件」国家記録院：CJA0010762。

24 「孝昌園公園問題解決策」国家記録院：CJA0010762、旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに改めた。

25 「孝昌園問題落着」『東亜日報』1927.11.24.2面。

26 「孝昌園問題で政務総監に陳情」『京城日報』1927.12.9.朝刊2面、「孝昌園問題再燃」『毎日申報』1927.12.9.2面。

27 「孝昌園要望事項」国家記録院：CJA0010762。

にある李王家の所有地で、将来において保存の必要がなくなった場合は京城府へ譲渡するなど、孝昌園に対する京城府側の権限拡張と将来的にはその敷地の譲渡を図る内容のものが中心であった。

しかし、その後孝昌園問題に関する新聞報道は確認できず、「孝昌園公園問題解決策の件」にもこの日付以降の書類が収録されていないことから陳情は受け入れられず、問題はここでひとまず解決を見たと考えられる。以降、孝昌園は公園として一般に開放され、1944年まで李王家の墓所と公園は並存するのである。

5. おわりにかえて－展望と課題

以上、孝昌園の公園化を中心として、李王家陵園墓の土地を巡る問題の展開過程を概観した。改めてその内容をまとめると次の通りとなる。

孝昌園の土地の所有を巡る問題は、総督府の山林政策と大きく関連していた。旧韓末・保護国下の勅令に依って陵園墓の土地は国有地と李王家所有地に区分され、孝昌園も園内に国有地と李王家の所有地が並存した状態であった。これに対し李王職側は一貫して総督府へ孝昌園の国有地譲与を要求し、1926年における「朝鮮縁故森林譲与令」制定によって譲与が実現した。

しかし、京城府による孝昌園の公園化が計画されたことによって、総督府から李王職への土地譲与は「孝昌園問題」として、世論の反発を受けることとなった。この時、土地譲与反対の主体となったのは、公園の設置を要望する孝昌園周辺の龍山地域住民らを中心とする「府民」であった。結局、総督府から李王職への土地譲与は実行されたものの、世論には一定の配慮を行い、京城府に対しては土地の無償使用を許可したことに伴って孝昌園は公園として開放されたのである。

以下では今後の展望と課題を述べたい。

まず植民地における李王家の立場についてである。本稿で検討した限りにおいて、総督府との関係は決して一方的な被支配側の存在ではなかった。むしろ孝昌園の公園化を巡って李王家は総督府と共に府民側から非難される対象となった。また総督府が李王家の陵園墓を「公用」「公益事業」と見なさなかったことは本稿において確認した通りであるが、一方で府民からは、李王職が譲与された土地を売却して自ら利益を得ることに對しては強い批判が巻き上がった。つまり、孝昌園の李王家所有地は植民地の制度上公的なものではないにもかかわらず、民の側は一般に開放されるべき公共空間と捉えているのである。また、世論の批判を受けて孝昌園を公園として無償で使用することや、公衆が墓所内へ立入りすることを許可した事実から、総督府や李王職側にも、民の側からのそのような要求に応えるべきであるという認識が存在していたことがわかる。近年になって王公族の創設過程のような、李王家や李王職に関する実証的研究が本格的に進められるようになったが（新城道彦、2011）、その研究成果は制度的側面に限られており、植民地期の李王家や李王職に対して一般市民がどのような認識を抱いていたのか考察し、本稿の冒頭で挙げた公園の説明文に表れるような一方的被支配という現在の韓国社会における認識とのギャップを埋めていく作業が必要である。

また「孝昌園問題」が日本語新聞である京城日報やそこから翻訳した記事が多数掲載された毎日申報だけでなく、東亜日報や朝鮮日報のような主要な朝鮮語新聞でも取り上げられていたことから、日本人だけではなく、朝鮮人も含めてこの問題に関する一定の世論が形成されていた可能性が考えられる。総督府に陳情を行った城南発展会のメンバーの中に「朴」という名前の人物も確認でき²⁸、その人物以外にも運動に参加した朝鮮人が存在した

28 「孝昌園問題再燃」『毎日申報』1927.12.9.2面。

ことも考えられる。ここから孝昌園の公園化は「日帝の残忍な陰謀」としてではなく、むしろ植民地下における日常的抵抗を示す事例として肯定的に評価できるのではないだろうか²⁹。

最後に事実関係を確認すべき点として、まずなぜ李王職が一貫して陵園墓の国有地譲与を要求したかについての考察が必要である。李王職側はその理由として「墳塋の風致尊嚴の維持」を挙げているが、これはあくまで建前であり、やはり財政面での問題と関連していたと筆者は考える。当時の朝鮮は濫伐や焼畑(火田)により森林の荒廃が問題となっており、陵園墓の付属林は京畿道以南における唯一まとまった貴重な森林であった(土井林学振興会編、1974、pp.3~5)。そして李王家財政に関する先行研究でも指摘されているとおり、森林収入は李王家の主要な財源となっていた(김명수、2016)。これらを考慮すると、国有地譲与は実現したものの、孝昌園の公園化は財政的には李王職にとって大きな痛手であったと考えられる。それをあえて許可したことからも、李王家に求められていたある種のパブリックな立場をうかがうことができる。

また、なぜ1944年になって墓所の移転が行われたのかも確認すべき重要な点である。年代的に見てまず考えられるのは、やはり戦局との関連である。1940年代には府民が散策路として利用できる「保健広場」を設置するとの名目で、京城府内各地に防空のための高射砲陣地の建設が進められたことを石田潤一郎らの研究が明らかにしており、孝昌公園もその建設予定地の一つとなっていた。ただし、1941年に孝昌公園はその候補から外されたため(石田潤一郎、金珠也、中川理、安箱敏、2010)、この「保健広場」設置が墓所の移転

と直接的な関係があったとは考え難い。しかし、他の何らかの防空施設の設置が予定されていたものと考えられる。

以上の点を踏まえつつ、今後ともさらにこの問題に取り組んでいきたい。

参考文献

< 一次資料 >

- 「이왕가분영부속지에 관한 건 (李王家墳塋附屬地に関する件)」国家記録院 CJA0010253 『이왕가분묘부속지 경계사정서류 (李王家墳墓境界査定書類)』
 「효창원공원문제해결책의 건 (孝昌園公園問題解決策の件)」国家記録院 CJA0010762 『국유임야대부서류 (国有林野貸与書類)』
 『京城日報』
 『東亜日報』
 『毎日申報』
 『朝鮮日報』

< 日本語文献 >

- 石田潤一郎、金珠也、中川理、安箱敏 (2010) 「1940年代京城府に設置された『保健広場』」日本建築学会編『学術講演梗概集』F-2、建築歴史・意匠
 京城府編 (1936) 『京城府史』2巻
 新城道彦 (2011) 『天皇の韓国併合一王公族の創設と帝国の葛藤一』法政大学出版社
 朝鮮総督府農林局 (1934) 『朝鮮の林業』
 鄭夏顛、永田信 (1995) 「近代韓国林野制度における国有民有区分の形成過程」『林業経済研究』127号
 土井林学振興会編 (1974) 『朝鮮半島の森林』
 宮嶋博史 (1991) 『朝鮮土地調査事業史の研究』汲古書院

< 英語文献 >

- So Young Han, Yong Gook Kim, Kyung Jin Zoh (2011) Social Construction of Place Representation and Place Identity Process in Hyochang Park *Journal of Korean Institute*

29 尹海東は日常的抵抗のような、従来の民族主義に立脚した歴史研究では把握されなかった「政治史」の復元を唱え、そのための概念として「植民地公共性」を提起している(윤해동, 2003)。

of Traditional Landscape Architecture, 9 (2) : 165-177.

< 韓國語文獻 >

- 김명수 (2016) 「1915 ~ 1921 년도 구황실 (李王家) 재정의 구성과 그 성격에 관한 고찰」 『藏書閣』 35
- 김해경 (2010) 「효창공원의 장소성형성과 변화해석」 『서울학연구』 39
- 윤해동 (2003) 「식민지인식의 회색지대 - 일제하 공공성과 규율권력」 『식민지의 회색지대』 역사비평사 (沈熙燦、原佑介訳 (2017) 「植民地認識の『グレーゾーン』」 『植民地がつくった近代』 三元社)
- 趙雲衍 (2008) 「朝鮮王陵의 陵域復元에 関한 研究」 祥明大学校大学院環境資源学科博士学位論文
- 龍山區庁編 (2001) 『龍山區誌』
- 하시모토세리 (橋本妹里) (2016) 「한국근대공원의 형성 - 공공성의 관점에서 본 식민과 탈식민의 맥락 -」 成均館大学校大学院東アジア学科博士学位論文

English Abstract

Analyzing Hyochang Park in Colonial Seoul: The Problem of Lands in the Joseon Royal Tombs

Seri Hashimoto

The purpose of this study is to show the multitier structure of rulers in Colonial Korea by analyzing the process of turning Hyochangwon (孝昌園)– the Joseon Dynasty royal tombs– into Hyochang Park.

After the conclusion of the Japan-Korea Protectorate Treaty in 1905, Japan began to separate government property from royal property. Except for the center of the tombs, at this time, a large portion of land in Hyochangwon was owned by the government.

In 1927, the Japanese Government General of Korea decided to return the land around the tombs in Hyochangwon to Yiwangjik (李王職), the King Yi's royal household office that continuously called for the return of the land. However, residents living in the vicinity of Hyochangwon opposed the return of the land as they had requested that a park be built there. As a solution, Yiwangjik thus provided the Hyochangwon land to Keijo Prefecture free of

charge. Hyochang Park opened to the public in 1929.

Though Yiwangjik was successful in facilitating the return of the Hyochangwon land from the Japanese Government General of Korea, public pressure forced it to open Hyochangwon as a park. In conclusion, the opening of Hyochang Park was not a problem within the framework of the dichotomy of the rulers and the ruled in Colonial Korea, but a complex problem due to the multitier ruler structure. This is especially important as evidence of the existence of the public sphere under colonial rule, as both the Japanese Government General of Korea and Yiwangjik were unable to ignore public opinion in Keijo Prefecture.